

大治町後援名義使用承認事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町の後援名義使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(承認の基準)

第2条 町が後援する事業は、次の各号に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) 国、地方公共団体、福祉関係団体、社会教育関係団体若しくは公益法人その他これらに類する団体、又は町長が特に認める団体及び個人が実施する事業であること。
- (2) 事業内容が住民の福祉、教育、芸術文化等の向上に寄与するもので、公益性があるものであること。ただし、営利目的、政治活動又は宗教活動と認められるものは除く。
- (3) 町の施策の推進に寄与すると認められるものであること。
- (4) 事業対象が町民全体又は相当な範囲のものを対象とするものであること。
- (5) 主催者の所在が明確で、事業遂行能力が十分であると判断されるものであること。
- (6) 入場料その他これに類するもの（以下「入場料等」という。）を徴収しないこと。ただし、やむを得ず入場料等を徴収する場合は、当該事業の運営に係る必要最小限の経費で、かつ適正な範囲の額とする。
- (7) 公序良俗に反しないこと。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認める要件を満たすこと。

(申請の手続)

第3条 後援名義使用の承諾を受けようとするときは、事業開始の3カ月前から1カ月前までに後援名義使用申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

(承認の条件)

第4条 町長は、前条の申請に基づき後援名義の使用を承認したときは、次の各号に掲げる条件を付して、後援名義使用承認書（様式第2号）を当該申請者に交付するものとする。

- (1) 後援名義の使用承認期間は、原則として承認した日から当該事業終了の日までとし、5カ月を限度とする。ただし、事業の性質上やむを得ない場合はこの限りでない。
- (2) 後援名義の使用については、申請された事業についてのみ使用承認する。
- (3) 広告、パンフレットその他印刷物を作成する場合は、事前に原稿等を提出し、承認を得ること。
- (4) 定期的を実施する事業であっても、その都度申請手続を行うこと。

(5) 町は、事業に要する経費の負担及び支援をしない。

(6) 事業の実施に関し発生した事故等について、町は一切の責任を負わない。

(承認事項の変更)

第5条 後援名義使用の承認を受けた団体（以下「承認団体」という。）が承認事業の内容を変更する場合には、速やかに変更内容について町長に報告し、承認を得なければならない。

(承認の取消し)

第6条 町長は、承認団体が次の各号のいずれかに該当したときは、承認を取り消し、後援名義使用取消通知書（様式第3号）により通知しなければならない。

(1) 申請書の記載事項に虚偽のあることが判明したとき。

(2) 後援名義使用の承認を辞退したとき。

(3) 第2条の規定に違反する事実が判明したとき。

(4) 名義を他人に譲渡し、または転貸したとき。

(5) 承認事項に変更が生じ、承認されなかったとき。

(実績報告)

第7条 申請者は、事業終了後1カ月以内に、後援事業完了報告書（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。